

令和2年度

社会医療法人きつこう会看護師特定行為研修

研修生募集要項

(5月募集用)

社会医療法人きつこう会 多根総合病院

1. 社会医療法人きつこう会の理念

愛を原理とし、秩序を基礎とし、進歩を目的とす

2. 基本方針

質の高い継続的な全人的医療を展開し、患者さまに信頼される病院をめざす

3. 沿革

わが国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には、1人の高齢者を1.8人で支える社会構造になると予測されている。このような状況においても適切な医療・看護を地域の人びとが受けることができるよう対応していくこと必要である。そこで、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を発揮していくことができる看護師を養成することを目的に、国は特定行為に係る看護師の研修制度を創設した。(保健師助産師看護師法第37条の第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行)

当院では、当法人の理念・基本方針を踏まえ、看護師特定行為研修に取り組むこととなり、平成29年2月27日付で社会医療法人きつこう会多根総合病院は、厚生労働省が指定する研修機関に指定された。

4. 研修理念・目的・目標

1) 研修理念

社会医療法人きつこう会は、質の高い継続的な全人的医療を展開し、患者さまに信頼される病院を目指すという基本方針に則り、患者・利用者に最も近い場にある看護師がチーム医療のキーパーソンとして、患者・国民のニーズに応えることはもちろん、医師・歯科医師・その他メディカルスタッフから期待される役割を十分に担える看護師の特定行為研修を目指します。特定行為研修は看護師が手順書により、医療安全に配慮し、在宅を含む急性期・慢性期医療現場において、実践的な理解力、思考力及び判断力かつ高度な専門的知識と技術が発揮できるように研修を行っていく。研修を受けた看護師は、たゆみなく自己研鑽し研修を通してさらなる自己成長を図り社会貢献を目指す。

2) 研修目的

地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、医療安全を配慮しつつ、高度な臨床実践能力を発揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして活躍できる看護師を育成する。

3) 研修目標

- (1) 地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
- (2) 地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実行できる基礎的能力を養う。
- (3) 地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、問題解決にむけて、多職種と効果的に協働できる能力を養う。
- (4) 自らの看護実績を見直しつつ、標準化する能力を養う。

5. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要がある。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
- 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること。

*なお、特定行為研修終了後は、修了した特定区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

6. 定員

定員 8名

指定枠；社会医療法人きつこう会、社会福祉法人亀望会に所属する看護職員
一般枠；上記施設以外に所属する看護職員

7. 研修期間と募集時期

研修期間 共通科目 6か月（5月～10月）
共通科目を履修後に区分別科目を受講開始する。（10月～3月）
※共通科目を受講済の方は、区分別のみ受講できる。
その場合は10月から開始とする。

募集時期 年1回 2月

8. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、研修は、講義、演習または実習によって行われる。

- 1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目
(研修期間：6月)

共通科目名	時間数
臨床病態生理学	30 時間
臨床推論	45 時間
フィジカルアセスメント	45 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概論	40 時間
医療安全学／特定行為実践	45 時間
合計時間数	250 時間

*共通科目は、科目毎に e-learning を中心とした講義を受け、演習・実習を受講し、筆記試験で合格する。

2) 区分別科目（選択科目）：各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目

*5 科目の中から 1 科目から選択可

*但し、人数の偏りがあった場合は、調整させていただく場合があります。

(研修期間：各区分 5 週から 13 週まで)

区分別科目	特定行為	時間数
創傷管理関連	○褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ○創傷に対する陰圧閉鎖療法	45 時間
腹腔ドレーン管理関連	○腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	9 時間
創部ドレーン管理関連	○創部ドレーンの抜去	9 時間
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	○持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ○脱水症状に対する輸液による補正	28 時間
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	○末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	14 時間

* 各科目の講義と一部演習科目を受講し、筆記試験を合格後、実習を受講する。

* 腹腔ドレーン管理関連以外は、e-learning を中心とした講義を受け、演習・実習を受講する。

9. 研修受講料について

1) 入学金 なし

2) 受講料一覧（消費税含む）

区分別科目	時間数	1 人あたり 金額
共通項目	250 時間	330,000 円
創傷管理関連(e-learning)	45 時間	110,000 円
腹腔ドレーン管理関連	9 時間	55,000 円
創部ドレーン管理関連 (e-learning)	9 時間	55,000 円
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 (e-learning)	28 時間	55,000 円
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理）関連 (e-learning)	14 時間	55,000 円

10. 受講資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要

【必須条件】

- 法人内
- 1) 看護師免許を有すること
 - 2) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること
かつ、原則、その内2年以上は当法人の実務経験を有すること
 - 3) キャリアラダーⅢ以上を取得していること
 - 4) 所属長及び看護部長、院長の推薦を有すること
 - 5) 資格取得後、5年間は当法人にて職務を継続すること
- 法人外
- 1) 看護師免許を有すること
 - 2) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること
 - 3) 所属長及び看護部長、院長の推薦を有すること
 - 4) クリニカルラダーⅢ以上を取得していること
- ※クリニカルラダーを実施されていない施設の場合はご相談ください

11. 出願手続き

募集要項請求方法

出願締め切り

令和2年 2月 17日(月) 当日消印有効

1) 共通科目・区分別受講希望者

提出書類

- (1) 受講願書(様式1)
 - (2) 履歴書(様式2)
 - (3) 志願理由書(様式3)
 - (4) 推薦書(様式4) *原則として所属期間の推薦とする。
 - (5) 緊急連絡先(様式5)
 - (6) 看護師免許(写)
- ※ 提出された出願書類は返却しない。
- (7) 審査料振込証明書
 - (8) クリニカルラダーⅢ終了証またはそれを証明できるもの

2) 区分別のみ受講希望者

上記 (1)～(8)と特定行為研修終了書(写)

出願書類提出方法

〒550-0025

大阪市西区九条南1-12-21

社会医療法人きつこう会 看護師特定行為研修

※ 必ず「郵便書留」で送付するか、又は直接持参してください。

TEL: 06-6581-1071 看護師特定行為研修 (問い合わせ窓口)

12. 選考日及び方法・審査料

1) 共通科目・区分別受講希望者

選考日 : 令和2年3月3日(火) 15時～17時

場 所 : 社会医療法人きつこう会 多根総合病院 4階講堂

選考方法 : 小論文 面接

審査料 : 11,000円 (消費税含む)

2) 区分別のみ受講希望者

選考方法 : 書類

審査料 : 5,500円 (消費税含む)

13. 合格発表

令和2年3月23日(月)

書類 小論文 面接 の結果より、当院の看護師特定行為研修管理委員会にて協議する。選考結果については、本人宛て簡易書留速達にて郵送する。電話やFAXでの可否の問い合わせには応じない。

14. 受講料について

受講予定者に受講手続きについての詳細を案内する。なお、受講手続き期間および納付金については下記のとおり。

受講手続き期間 令和2年 4月 6日(月)～ 4月 17日(金)

納付金(消費税込) 共通項目 330,000円 及び 各区分に応じた受講料

15. 振込みについて

審査料および受講料についての振込先は以下の通り

銀行名 : 三菱東京UFJ銀行 支店名 : 九条支店

預金種別 : 当座 口座番号 : 1813

口座名義人 : 社会医療法人きつこう会 理事長 小川 嘉誉

*教育訓練給付制度(一般教育訓練)

教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)が給付される制度

*キャリア形成促進助成金

事業主に対して訓練経費や訓練中の一部を助成する制度

・成人分野等人材育成コース

・自発的職業能力開発コース